

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 8 日

動物医薬品検査所 御中

消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省
令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。

写

事 務 連 絡
令 和 6 年 5 月 8 日

各都道府県畜産主務課 御中

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
畜 水 産 安 全 管 理 課 課 長 補 佐
(薬 事 審 査 管 理 班 担 当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 29 号）が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

「マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。）」の使用者が遵守すべき基準について、「動物用医薬品使用対象動物」に「豚」を加え、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和 6 年 5 月 8 日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

販売名：フォーシル S（明治アニマルヘルス株式会社）

(別添)

○農林水産省令第二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

名 正 後				名 正 福			
別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)				別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヤルボフロキ サシンを有効 成分とする注 射剤 (前項に 掲げるものを 除く。)	牛	(略)	(略)	ヤルボフロキ サシンを有効 成分とする注 射剤 (前項に 掲げるものを 除く。)	牛	(略)	(略)
(略)	豚	1 日量として体 重 1 kg 当たり 8 mg 以下の量を筋 肉内に注射する こと。	食用に供する ためにと殺す る前 8 日間	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1 ～ 20 (略)				注 1 ～ 20 (略)			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。